

平成 19 年度第 2 回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議 委員発言概要

高齢者からのDV相談件数が増加傾向にあり、高齢者虐待と関連した対応が必要である。県主催のDV相談担当職員研修では、高齢者に関する総合的な窓口である地域包括支援センター職員も対象としており、意義がある。

DVには、高齢者や子どもなどの様々な問題が絡んでいる場合がある。

法改正により、裁判所からの保護命令発令の通知が、これまでの警察に加え、新たに配偶者暴力相談支援センターへもされることとなった。配偶者暴力相談支援センターと警察との連携や配偶者暴力相談支援センターの被害者に対するよりきめ細やかな支援が期待できる。

DV防止法の改正により、市町村の基本計画策定が努力義務となったが、各市町への働きかけをどう進めていくのか。

住民にとって最も身近な存在である市町で対応できる体制を整えることは重要である。当面は市町の担当課長会や担当者会等の機会をとらえ、各市町へ計画策定について、強く働きかけを行いたい。(事務局)

学校では、人権教育で男女差別の問題を取り上げている。お互いが歩み寄り、認め合う関係をつくることにより、お互いを尊重できる。心の教育により、DV予防にもつながる人権教育を進めている。

「NPO被害者こころの支援センターえひめ」では、犯罪被害者だけでなく、DV被害者の相談も受けている。できれば20年度から、電話相談を現行の週2日からもっと拡充したいと考えている。

DVの被害者は、あまり知られたくないという気持ちからか、顔見知りである民生委員への相談は少なく、専門相談機関へ直接相談しているように思う。相談にあたる事例が少ないこともあってか、DV相談を受けた際の対応について十分理解していない民生委員も少なくない。研修会等を通じて周知を図るとともに、民生委員と県の関係機関との連携を深めてほしい。

全ての人権擁護委員が集まる機会が少なく、法改正の内容等の全員への周知徹底が不十分を感じる面もある。配偶者暴力相談支援センター等との役割分担についても把握し、相談対応の際に連携していきたいが、法改正の知識等が一部の委員にとどまることなく、全委員にいかにか徹底していくべきかも考える必要がある。法改正の内容等を十分知らない間に、相談に対応してしまわないかと危惧している。研修の機会の必要性を感じる。

地域全体の相談対応時のフローチャート図やマップがあれば、役割分担や連携について分

かりやすいのではないか。具体的な相談事例における関係機関の連携について、シュミレーションしてみれば、相談を受けた人も、どの機関とどのように連携し、関係性を構築していくべきか分かりやすい。

県と市町の連携については、モデル市町を作り、それをもとに、他の市町へも連携について働きかけるのはどうか。

また、配偶者暴力相談支援センターの設置について、直ちに全市町にというのは難しいと思われるので、まずは男女共同参画社会づくりに積極的で、施設も設置している松山市や新居浜市に検討してもらいたい。

大学生対象のデートDV防止啓発講座では、「デートDV」という言葉を約3分の2の学生が知らなかった。男女の対等な関係について考える機会があったことは良かったと思うし、行政と大学が連携したことも有意義である。今回は、デートDVについて学習したが、可能であるならば、男女共同参画社会の形成が基本にあるということも併せて学んでほしい。

また、私がかかわっている「えひめDV被害者サポートセンター」が主催し、地域での学習会を開催しているが、DVに関する講義等を初めて聞く人の多さを実感し、きめ細やかな啓発の必要性を感じている。市町と関係団体が連携し、ネットワークができることを期待する。

暴力の根絶を目指す意識を高めるとともに、DV防止対策についての基礎的な知識を得ることが大事であり、学習や研修の機会の確保が大切である。

子どもが親のDVを目撃し、その子が成長してDVの加害者になってしまうという「DVの再生産」ということも懸念される。新たな被害者を増やさないよう予防啓発活動が重要である。DV防止の啓発活動の機会があれば、「NPO被害者こころの支援センターえひめ」も民間団体として協働することができる。

また、不登校やいじめには、DVの問題が絡んでいることも予想され、教育界への啓発も不可欠である。

法務局では、小中学生に悩みを直接法務局宛に投函してもらう「子どもの人権SOSミニレター事業」を全国で実施しており、本県では、4月から120通ほど届いている。

また、今治市や四国中央市では、人権擁護委員が市役所の協力を得て、デートDVについて考える座談会を開催するなど、人権擁護委員協議会と市が連携し、事業を実施した。

11月に「女性の人権ホットライン」強化週間として、電話相談を法務局で1週間実施したところ、愛媛県の相談件数は79件で、全国でも5番目に多い結果となった。

19年11月開催の四国弁護士会連合会定期大会において、DV被害の根絶のための施策を求める宣言が採択された。内容は、「1 保護命令発令後の警察がとるべき措置についての制度化」、「2 配偶者暴力相談支援センターと警察の情報の共有の制度化」、「3 関係機関の連携体制の構築」、「4 民間団体との協働や支援」、「5 加害者支援に対する体制整備」、「6 学校教育を通じた教育啓発活動の強化」、を求めたものであるため、お知らせしておく。

弁護士は相談を受けてからの対応となるが、内容によりどこへ相談すべきか十分理解していない人も多いように思う。相談の受付体制の周知という点からも、県、市町、関係団体等が連携を深める必要がある。

DVについての相談件数が増えているが、DVそのものの件数が増加したということなのかどうか。DV防止法が作られ、啓発活動をしたことによる人権意識の高まりによって、相談件数が増えてきたとも考えられるのではないか。

暴力に対処していこうとする社会の気運が高まってきている。当会議としても、引き続きDV防止対策に尽力していきたい。